

「阪神港神戸区における、港域外停泊の通知
(港域外アドバイスポイント)の利用について」
(H27/12/16 更新)

神戸海上保安部航行安全課では、港域外停泊の通知(港域外アドバイスポイントの利用)について、次の基準に基づき運用しています。

(詳細は、[図](#)でご確認ください。)

1 瀬戸内海諸港に向う船舶で、水先人の乗船待ち・備讃瀬戸航路の管制待ち、などの船舶が利用

※ 次の寄港地におけるバース待ち・運航スケジュール上の時間調整・燃料のバンカー・舶用品の積込みなどの理由及び瀬戸内海を航行し大阪湾諸港又は友ヶ島水道を航過し外洋へ向う船舶・液化ガス積載船舶は、原則として利用をご遠慮いただいております。

2 各ポイントの利用期間は、船種ごとに
一般船舶・・・48時間以内
危険物積載タンカー・・・9時間以内

3 船舶の喫水により

12メートルを超える船舶は、海図水深を示す20メートルの等深線より西側の錨地を利用
12メートル未満の船舶は、海図水深を示す20メートルの等深線より東側の錨地を利用

上記の基準をもって、港域外停泊の通知をいただいた順に、アドバイスポイントの利用状況を確認し、利用していただいておりますのでご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、上記基準に該当しない状況が発生した場合は、速やかに神戸海上保安部航行安全課第1海務係(専門官又は係長)(Tel:078-331-6743)までご相談をお願いします。

また、アドバイスポイントは8箇所のため

A 利用する期間は、運航スケジュール・水先人の引継ぎ時間を検討し、必要最小限で手続き

B 利用する期間が短くなった・必要がなくなった場合は、速やかに神戸海上保安部航行安全課に連絡

していただき、[図](#)をご確認のうえ各錨地の中心に投錨して、円周より外側に出ないよう船長に説明をしておいてください。

※ 円周より外側に船体が出ることで、近接するアドバイスポイントを利用する船舶が、正規の各錨地を利用できなくなることがあります。

ゴールデンウィークや年末年始など、長期休暇を迎えることでアドバイスポイントの利用者が多くなり混雑することから、上記の利用基準をご理解のうえで手続きをしていただくよう、よろしくお願いいたします。

【参考】

アドバイスポイントの運用は、法に基づくものではなく海域利用者の強い要望によって、当課が実施しているものです。